

この調査票に記入された事項については、個別事業所の秘密を守り、統計以外の目的に用いることは絶対にありませんので、ありのままをご記入ください。



平成23年パートタイム労働者総合実態調査(事業所票)

所在地			調査票についての問い合わせ先 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館		
事業所名			厚生労働省 大臣官房統計情報部 雇用統計課 雇用構造第一・第二係		
都道府県番号	事業所一連番号	産業分類番号	03-5253-1111 内線(7612,7615,7627)		
			(平日の月曜日～金曜日 9:30～18:15)		
1	2	3			

※ 貴事業所の所在地・名称に誤りがある場合には、赤色ボールペン等で訂正してください。

(記入上の注意)

- この調査は、常用労働者が5人以上の事業所を対象としています。
- (注)や「記載例」(10頁)、「職種分類表」(11頁)を参照して記入してください。
- この調査は事業所を対象としています。問1以外の質問は、貴事業所について記入してください。事業所の範囲は、同一場所にある工場や店舗などを対象とし、他の場所にある支店や工場は含めません。
- 特に断りのない限り、平成23年6月1日現在の状況について記入してください。
- 調査票の記入は黒か青のボールペンで記入してください。
- 特に断りのない限り、該当する選択肢の番号を1つ選び、○で囲んでください。
ただし、回答欄が **1 2 3** のように網掛けとなっている場合は、設問に従って複数回答をお願いします。
- 数字を記入する場合は、右詰めで記入してください。(記入例 **1 2 3** 人)
- 平成23年6月15日(水)までに、同封の返信用封筒(切手不要)にてご投函ください。

(ふりがな)	所属部署名	電話番号
記入者氏名		() - (内線)
主な事業の内容		

「パートタイム労働者(短時間労働者)」とは、

1週間の所定労働時間が正社員よりも短い労働者のことをいいます。

例えば、パートタイマー、アルバイト、嘱託、契約社員、臨時社員、準社員など、呼び方は異なっても、この条件に当てはまる労働者はパートタイム労働者となります。

問1 貴事業所が属する**企業全体**(本社・支社・営業所・工場等を含む)の常用労働者数(注1)は何人ですか。

1,000人以上	500～999人	300～499人	100～299人	30～99人	5～29人
1	2	3	4	5	6

4

(注1) 常用労働者とは、下記の①～③のいずれかに該当する労働者のことです。

① 期間を定めずに雇われている者

② 1か月を超える期間を定めて雇われている者

③ 日々雇われている者又は1か月以内の期間を定めて雇われている者であって、平成23年4月及び5月の各月に各々18日以上雇われた者

なお、取締役、理事などの役員であって、常時勤務して一般の労働者と同じ給与規則若しくは同じ基準で毎月の給与の支払を受けている者、事業主の家族であって、その事業所に常時勤務して給与の支払を受けている者又はパートタイム労働者であって、上記①～③のいずれかに該当すれば、常用労働者です。

※派遣労働者について

・**貴事業所が派遣元事業所の場合**、他の企業等に派遣中の労働者でも上記①～③のいずれかに該当すれば常用労働者に含めてください。(登録しているだけで雇用契約のない者は含めません。)

・**貴事業所が派遣先事業所の場合**、労働者派遣法に基づき、派遣元事業所から貴事業所に派遣されている者は含めないでください。

ここからは貴事業所の状況についてお答えください。

問2 貴事業所の状況についてお答えください。

(1) 貴事業所の常用労働者数は何人ですか。

(同一場所にある工場や店舗などで働く常用労働者について記入し、他の場所にある支店や工場で作働く常用労働者は含めないでください。また、派遣労働者については、貴事業所に派遣されている派遣労働者(直接雇用関係のない者)は除き、貴事業所から他の企業等に派遣している派遣労働者は含めてください。)

	千				
人					
5					

(2) 平成23年6月1日現在、貴事業所で雇用する労働者の性別、就業形態別の内訳の人数を下記の区分により分類し、記入してください。

(貴事業所が派遣元事業所の場合、他の企業等に派遣している派遣労働者については、ここでは労働者数に含めないでください。)

就業形態	正社員		正社員以外の労働者				
	いわゆる正規型の労働者 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム労働法)にいう通常の労働者		パート(短時間労働者)		その他(左記以外)		
			正社員以外の労働者でパートタイマー、アルバイト、準社員、嘱託、臨時社員などの名称にかかわらず、1週間の所定労働時間が正社員よりも短い労働者		正社員以外の労働者で「パート」以外の労働者(1週間の所定労働時間が正社員と同じか長い労働者)		
	千	人	千	人	千	人	
男性							6~8
女性							9~11

(3) 上記(2)の正社員以外の労働者(「パート」及び「その他」)のうち、貴事業所と期間の定めのない労働契約(無期労働契約)を締結している労働者数を記入してください。

就業形態	正社員以外の労働者			
	パート		その他(左記以外)	
	千	人	千	人
期間の定めのない労働契約(無期労働契約)を締結している労働者(実質無期(注2)を含む)				
	12		13	

(注2)「実質無期」とは、無期労働契約ではないが、期間の定めのある労働契約を反復更新し、実質的に期間の定めのない労働契約と同視することが社会通念上相当とされる場合をいいます。

(4) 上記(2)の「パート」のうち、60歳以上の労働者数を記入してください。

「パート」のうち、60歳以上の労働者	千				
人					
14					

問2の(2)で「正社員」と「パート」の両方を雇用している事業所は問3にお進みください。それ以外の事業所は、これで質問は終わりです。ご協力ありがとうございました。

問3 前頁の問2の(2)の「正社員」と「パート」について、職種別の労働者数(平成23年6月1日現在)を記入してください。
記入に際しては、10頁の「記載例」及び11頁の「職種分類表」を参照してください。

職種	平成23年6月1日現在の労働者数											
	① 正社員		② パート		③ ②のうち、業務の内容及び責任の程度(=職務)が正社員と同じ(注3)パート		④ ③のうち、人事異動等の有無や範囲が正社員と同じ(注4)パート		⑤ ④のうち、無期労働契約を締結しているパート(実質無期を含む)			
	※ 前頁の問2の(2)の「正社員」の男女計の内訳となります。		※ 前頁の問2の(2)の「パート」の男女計の内訳となります。		※ ①で正社員がいる場合のみに記入してください。							
	千	人	千	人	千	人	千	人	千	人	千	人
管理的な仕事												15~19
専門・技術的な仕事												20~24
事務的な仕事												25~29
販売の仕事												30~34
サービスの仕事												35~39
保安の仕事												40~44
生産工程の仕事												45~49
輸送・機械運転の仕事												50~54
建設・採掘の仕事												55~59
運搬・清掃・包装等の仕事												60~64
その他の仕事												65~69

(注3)「業務の内容及び責任の程度が正社員と同じ」は、通常従事する業務の内容だけでなく、作業のレベル(難易度)、求められる能力、責任や権限の範囲も含めてお考えください。トラブル発生などの臨時・緊急の対応、ノルマや与えられた権限といった業務上の責任について、正社員と同じように課されるか考慮するとともに、作業を行う上で必要な能力、作業の難易度、肉体的・精神的負担なども含めて判断してください。

(注4)「人事異動等の有無や範囲が正社員と同じ」は、パートと正社員の転勤の有無を比較し、この時点で一方のみに転勤がある場合には異なると判断してください。比較の際は、実際に転勤したかどうかだけではなく、将来にわたって転勤をする見込みがあるかどうかについて、事業所の就業規則や慣行などをもとに判断してください。転勤がパートと正社員の双方にある場合、転勤の範囲の異同について、全国転勤、エリア限定など比較して違いがあるかどうかを判断してください。さらに、転勤の有無及び範囲が正社員、パートとも同じ、または双方ともに転勤がない場合は、事業所内における職務内容・配置の変更の有無及び範囲を比較し、違いがあるかどうかを判断してください。

※ 厚生労働省記入欄 (この欄の記入は不要です。)

	パート
①対象労働者数	
②抽出率	1/
③抽出労働者数(①×②) (小数点以下四捨五入)	
④調査対象労働者数	

(注) ④の上限值は以下のとおり
事業所規模 5~999人は5人
事業所規模1,000人以上は20人

問4 貴事業所で「パート」を雇用する理由についてお答えください。

該当するものをすべて選んでください。

学卒等一般の正社員の採用、確保が困難なため	01
人を集めやすいため	02
家庭の事情等により中途退職した正社員の再雇用のため	03
定年退職者の再雇用のため	04
仕事内容が簡単のため	05
人件費が割安なため(労務コストの効率化)	06
IT化・サービス情報化の進展によって、業務内容が変化したため	07
1日の忙しい時間帯に対処するため	08
一定期間の繁忙に対処するため	09
仕事量が減ったときに雇用調整が容易なため	10
経験・知識・技能のある人を採用したいため	11
その他	12

71

問5 貴事業所で雇用する「正社員」に適用される就業規則等で定められた1週当たりの所定労働時間数(注5)はどのようになっていますか。もっとも多くの正社員に適用される所定労働時間数をお答えください。

(1) 1週当たりの所定労働時間数 時間 分

72

73

(注5) 所定労働時間数について

変形労働時間制などで1週間当たりの所定労働時間数が週により異なっている場合には、平均の1週間当たりの所定労働時間数を記入してください。

(2) 貴事業所で雇用する「パート」の1週当たりの所定労働時間数は、上記(1)の正社員の所定労働時間数と比較した場合、どれくらいの割合ですか。所定労働時間数の割合ごとに労働者数を記入してください。

正社員と比較した場合のパートの所定労働時間数の割合	6月1日現在のパートの数	
	※ 2頁の問2の(2)の「パート」の男女計の内訳となります。	
	千	人
2分の1未満	<input type="text"/>	<input type="text"/>
2分の1以上4分の3未満	<input type="text"/>	<input type="text"/>
4分の3以上	<input type="text"/>	<input type="text"/>

74

75

76

問6 貴事業所で雇用する「パート」の契約・更新状況について、お答えください。

(1) 労働契約の中で雇用期間の定めはありますか。

パートごとに異なる場合は、もっとも多くの労働者に適用される内容をお答えください。

期間の定めあり	<input type="text"/>	1回当たりの雇用期間はどれくらいですか。
期間の定めなし	<input type="text"/>	

77

年 カ月

78 79

問7へお進みください。

(2) 労働契約の更新はどのようになっていますか。該当するものを1つ選んでください。

個々の労働者ごとに更新するかどうかを判断する	1
パートから終了を申し出なければ、自動的に更新する	2
その他のルールにより更新する	3
契約の更新をしない	4

80

問7 貴事業所で雇用する「正社員」、「パート」の賃金は何を考慮して決定していますか。

該当するものをすべて選んでください。

	正社員	パート	
		正社員と職務 が同じパート (=問3の③)	左記以外の パート
職務の内容(業務の内容及び責任の重さ)	01	01	01
職務の成果	02	02	02
能力、経験	03	03	03
転勤可能性の有無	04	04	04
地域での賃金相場	05	05	05
最低賃金	06	06	06
勤続年数	07	07	07
年齢	08	08	08
学歴	09	09	09
その他	10	10	10

81

82

83

問8 貴事業所で雇用する「パート」の人材活用の状況についてお答えください。

(1) 人材活用の一環としての人事異動を行っていますか。

行っている場合には、人事異動の幅(注6)や頻度は正社員と比べてどのように行っているか、該当するものを1つ選んでください。

(個々のパートごとに取扱いが異なる場合には、もっとも多くのパートに当てはまる内容について回答してください)

人事異動を行っている	正社員と同じ	1
	正社員とは異なる	2
人事異動を正社員には行っているが、パートには行っていない		3
人事異動を正社員にもパートにも行っていない		4

84

(注6)「人事異動の幅」とは、事業所間の転勤だけでなく、同じ事業所内での他部署への異動や、他の職種への異動の範囲のことをいいます。

(2) 「パート」の役職者(何らかの役職名がある者、部下がいる者等)はいますか。役職者がいる場合には、その人数を記入してください。

いる	いない			
1	2	所属組織の責任者等ハイレベルの役職(店長、工場長等)まで		人
		現場の責任者等中間レベルの役職(フロア長、部門長等)まで		人
		所属グループのみの責任者等比較的一般従業員に近い役職(売場長、ライン長等)まで		人

85

86~88

問9 貴事業所で雇用する「正社員」、「パート」の教育訓練機会は、どのようになっていますか。

該当するもの(一部で実施も含む)をすべて選んでください。

	実施している			正社員、パート のどちらにも実 施していない
	正社員	パート		
		正社員と職務 が同じパート (=問3の③)	左記以外の パート	
日常的な業務を通じた、計画的な教育訓練(OJT)(注7)	1	2	3	4
入職時のガイダンス(Off-JT)(注8)	1	2	3	4
職務の遂行に必要な能力を付与する教育訓練(Off-JT)	1	2	3	4
将来のためのキャリアアップのための教育訓練(Off-JT)	1	2	3	4
自己啓発費用の補助(注9)	1	2	3	4

89

90

91

92

93

(注7)「OJT」とは、日常の業務に就きながら行われる教育訓練のことをいい、教育訓練に関する計画書を作成するなどして教育担当者、対象者、期間、内容などを具体的に定めて、段階的・継続的に教育訓練を実施することをいいます。例えば、教育訓練計画に基づき、ライン長などが教育訓練担当者として作業方法等について部下に指導することなどが、これに含まれます。

(注8)「Off-JT」とは、業務命令に基づき、通常の仕事を一時的に離れて行う教育訓練(研修)のことをいい、例えば、社内で実施(労働者を1か所に集合させて実施する集合訓練など)や、社外で実施(業界団体や民間機関の教育訓練機関など社外の機関が実施する教育訓練に労働者を派遣することなどが、これに含まれます。

(注9)「自己啓発費用の補助」とは、従業員が職業生活を継続するために行う、職業に関する能力を自発的に開発し、向上させるための活動(職業に関係ない趣味、娯楽、スポーツ健康増進等のためのものは含みません)に対する費用を援助することをいいます。

問10 貴事業所で雇用する「正社員」、「パート」の手当等、各種制度の実施及び福利厚生施設の利用はどのようになっていますか。該当するもの(一部で実施も含む)をすべて選んでください。

	実施している			正社員、パートのどちらにも実施していない		
	正社員	パート				
		正社員と職務が同じパート(=問3の③)	左記以外のパート			
定期的な昇給	1	2	3	4	94	
人事評価・考課	1	2	3	4	95	
手当等の種類	通勤手当	1	2	3	4	96
	精勤手当	1	2	3	4	97
	役職手当	1	2	3	4	98
	家族手当	1	2	3	4	99
	住宅手当	1	2	3	4	100
賞与	1	2	3	4	101	
退職金	1	2	3	4	102	
企業年金	1	2	3	4	103	
人間ドックの補助	1	2	3	4	104	
慶弔休暇	1	2	3	4	105	
給食施設の利用	1	2	3	4	106	
休憩室の利用	1	2	3	4	107	
更衣室の利用	1	2	3	4	108	

問11 貴事業所で雇用する「パート」の正社員への転換を推進する措置(正社員転換推進措置(他の雇用形態を経由する場合も含む))について、お答えください。

(1) 正社員転換推進措置の実施方法はどのようになっていますか。該当するものをすべて選んでください。

正社員を募集する場合、その募集内容をパートに周知している	1	→ 問12へお進みください。
正社員のポストを社内公募にする場合、パートにも応募機会を与えている	2	
試験制度等、正社員転換制度を導入している	3	
その他(例えば正社員として必要な能力取得のための援助等)	4	
実施していない	5	

109

(2) パートから正社員に転換するまでの間に設けている雇用形態はありますか。該当するものをすべて選んでください。

短時間正社員 (注10)	1
勤務地限定または職種限定の正社員 (注11)	2
フルタイム有期契約社員	3
設けていない(直接転換のみ)	4

110

(注10)「短時間正社員」とは、フルタイムの正社員と比較し、所定労働時間(日数)が短い正社員(育児や介護を理由とする短時間勤務を含む)をいいます。

(注11)「勤務地限定または職種限定の正社員」とは、貴事業所において、正社員に対して勤務地の変更(転勤)や職種の異動を一般的に行っている場合に、無期労働契約ではあるが、通常の正社員とは異なる雇用管理を行う社員をいいます。

(3) 過去3年間(平成20年6月～平成23年5月)に正社員転換推進措置(問11の(1)の1～3のいずれか)により、正社員を募集しましたか。正社員を募集した場合には、正社員転換推進措置への応募者数、正社員への転換者数について、それぞれの人数を記入してください。(同一人物が複数回応募している場合は1人とカウントしてください。)

措置の実施により正社員を	募集した	1	→	正社員転換推進措置への応募者数		人
	募集していない	2				

111 112～113

問12 貴事業所で雇用する「パート」に対し、昇給・賞与・退職金の有無について、採用時にすべて明示していますか。
該当するものを1つ選んでください。

労働条件通知書の項目に含めている	1
労働条件通知書とは別途、書面で明示している	2
口頭で説明している	3
明示していない	4

114

(注12)「口頭で説明している」とは、就業規則や労働条件通知書・労働契約書等の書面でなく、口頭のみで説明したことをいいます。

問13 貴事業所に就業規則(注13)はありますか。就業規則がある場合、「パート」には適用されますか。
また、パートに適用される場合、就業規則を作成・変更するときに「パート」の意見を聞いていますか。
該当するものを1つ選んでください。

事業所に就業規則がある	就業規則がパートに適用される	事業所のパートの過半数が加入している労働組合又は短時間労働者の過半数を代表する者の意見を聞いている	1
		事業所のパートの一部(半数以下)が加入している労働組合又は短時間労働者の一部(半数以下)を代表する者の意見を聞いている	2
		すべてのパートを対象に個別に意見を聞いている	3
		上記以外の方法でパートの意見を聞いている	4
		パートの意見を聞いていない	5
	就業規則がパートに適用されない		6
事業所に就業規則がない(作成中も含む)			7

115

(注13)「就業規則」とは、事業所において、その労働者の労働条件の具体的細目と労働者の守るべき職場規律を定めた規則をいいます。社規、工場規則、従業員規則と称する場合もあり、常時10人以上の労働者を雇用する事業所は、一定事項について使用者は作成することを義務づけられています。

問14 過去3年間(平成20年6月～平成23年5月)に、貴事業所で雇用する「パート」から本人の処遇について説明を求められたことはありますか。該当するものを1つ選んでください。

説明を求められたことがある	1	→ 求められた内容について、説明していますか。
説明を求められたことがない	2	
わからない	3	

116

説明している	1
説明していない	2

117

問15 「パート」から処遇について苦情の申し出を受けたときに、貴事業所内で自主的に解決を図るよう努めていますか。
該当するものをすべて選んでください。

苦情処理機関を設け、解決に努めている	1
人事担当者などが苦情対応の窓口になって、解決に努めている	2
上記以外の方法で、解決に努めている	3
特に何もしていない	4

118

問16 改正パートタイム労働法(「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」)の平成20年4月1日からの施行を機に、貴事業所で実施したものはありますか。該当するものをすべて選んでください。

実施したものがあ	パートの労働条件通知書等で、特定事項(賞与、昇給、退職金)を明示するようにした	01
	正社員とパートの職務内容の区分(違い)を明確にした	02
	パートの賃金等処遇を(正社員との均等・均衡や、意欲・能力等を考慮して)改善した	03
	パートと職務等が同じである正社員側の賃金等処遇を見直した	04
	パートにも教育訓練を実施するようにした	05
	パートも福利厚生施設(食堂、休憩室、更衣室等)を利用できるようにした	06
	パートの所定労働時間を正社員と同じにした	07
	パートから正社員への転換推進措置を設けた	08
	正社員の中に新たな雇用区分(注14)を設けた	09
	その他(具体的に:)	10
特に実施したものはなし		11

(注14)ここでいう「新たな雇用区分」とは、処遇の決め方・水準やキャリアの範囲等が、他と異なるものをいいます。

119

問17には、正社員と職務が同じパートがいる場合(=3ページの問3において、③に該当するパートがいる場合)のみご回答ください。

③に該当するパートがない場合は、これで質問は終わりです。ご協力ありがとうございました。

問17 貴事業所で雇用する「職務が同じ」である「パート」と「正社員」について、その処遇状況を比較してお答えください。

(3ページの問3において、複数の職種で③に該当するパートがいる場合は、パートの数が最も多い職種について記入してください。なお、個々の労働者によって取扱いが異なる場合は、最も一般的な取扱いについて記入してください。)

(1) 「パート」の基本賃金(基本給)、役職手当、賞与、退職金の支払はどうなっていますか。

それぞれ該当するものを1つ選んでください。

		基本賃金	役職手当	賞与	退職金	
支払っている	正社員と同様の算定方法(制度・基準)に基づいている	1	1	1	1	
	正社員の算定方法(制度・基準)とは異なる	正社員と算定要素が全て共通している	2	2	2	2
		正社員と算定要素が一部共通している	3	3	3	3
		正社員とは算定要素が全く異なる	4	4	4	4
支払っていない		5	5	5	5	

120

121

122

123

(2) 「パート」の1時間当たりの基本賃金は、正社員の基本賃金に対する割合でどのくらいですか。

(正社員との賃金の比較については、勤続年数がほぼ同じ労働者同士で比較してください。)

該当するものを1つ選んでください。

正社員より高い	1
正社員と同じ(賃金差はない)	2
正社員の8割以上	3
正社員の6割以上8割未満	4
正社員の4割以上6割未満	5
正社員の4割未満	6

124

問18へお進みください。

(3) パートと正社員との間に賃金差がある理由は何ですか。

該当する主なものを3つまで選んでください。

パートは勤務時間の自由が利くから	1
パートは残業の時間数、回数が少ないから	2
パートは人事異動の幅(注6)や頻度が少ないから	3
正社員は企業への将来的な貢献度の期待が高いから	4
正社員の賃金を下げることができないから	5
パートの賃金を上げる余裕がないから	6
定年後の再雇用制度でパートを雇用しているから	7
そういった契約内容でパートが納得しているから	8
その他	9

125

(注6) (再掲)「人事異動の幅」とは、事業所間の転勤だけでなく、同じ事業所内での他部署への異動や、他の職種への異動の範囲のことをいいます。

以下の問18には、正社員と職務が同じで、かつ人事異動の有無や範囲等が同じパートがいる場合(=3ページの問3において、④に該当するパートがいる場合)のみご回答ください。

④に該当するパートがいない場合は、これで質問は終わりです。ご協力ありがとうございました。

問18 貴事業所で雇用する「職務が同じで、かつ人事異動の有無や範囲等が同じ」である「パート」と「正社員」について、その処遇状況を比較してお答えください。

(3ページの問3において、複数の職種で④に該当するパートがいる場合は、パートの数が最も多い職種について記入してください。なお、個々の労働者によって取扱いが異なる場合は、最も一般的な取扱いについて記入してください。)

(1) 「パート」の基本賃金(基本給)、役職手当、賞与、退職金の支払はどうなっていますか。

それぞれ該当するものを1つ選んでください。

		基本賃金	役職手当	賞与	退職金	
支払っている	正社員と同様の算定方法(制度・基準)に基づいている	1	1	1	1	
	正社員の算定方法(制度・基準)とは異なる	正社員と算定要素が全て共通している	2	2	2	2
		正社員と算定要素が一部共通している	3	3	3	3
		正社員とは算定要素が全く異なる	4	4	4	4
支払っていない		126	127	128	129	

(2) 「パート」の1時間当たりの基本賃金は、正社員の基本賃金に対する割合でどのくらいですか。

(正社員との賃金の比較については、勤続年数がほぼ同じ労働者同士で比較してください。)

該当するものを1つ選んでください。

正社員より高い	1
正社員と同じ(賃金差はない)	2
正社員の8割以上	3
正社員の6割以上8割未満	4
正社員の4割以上6割未満	5
正社員の4割未満	6

130

これで調査は終わりです。ご協力ありがとうございました。

平成23年6月15日(水)までに、同封の返信用封筒(切手不要)にてご投函ください。

3 頁の問 3 記載例

問2 貴事業所の状況についてお答えください。

(2) 平成23年6月1日現在、貴事業所で雇用する労働者の性別、就業形態別の内訳の人数を下記の区分により分類し、記入してください。

(貴事業所が派遣元事業所の場合、他の企業等に派遣している派遣労働者については、ここでは労働者数に含めないでください。)

就業形態	正社員				正社員以外の労働者							
	いわゆる正規型の労働者 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム労働法)にいう通常の労働者				パート(短時間労働者) 正社員以外の労働者でパートタイマー、アルバイト、準社員、嘱託、臨時社員などの名称にかかわらず、1週間の所定労働時間が正社員よりも短い労働者				その他(左記以外) 正社員以外の労働者で「パート」以外の労働者(1週間の所定労働時間が正社員と同じか長い労働者)			
	千	百	十	人	千	百	十	人	千	百	十	人
男性			2	0			1	1				0
女性			1	2			3	4				5

合計 32

合計 45

問2(2)の「男性」、「女性」の合計が、問3の職種別内訳となります。

問3 前頁の問2の(2)の「正社員」と「パート」について、職種別労働者数(平成23年6月1日現在)を記入してください。
職種は11頁の「職種分類表」を参照してください。

職種	平成23年6月1日現在の労働者数																			
	① 正社員				② パート				③				④				⑤			
	千	百	十	人	千	百	十	人	千	百	十	人	千	百	十	人	千	百	十	人
技術的な仕事			1	0			5	3			3				2					1
事務的な仕事			1	2			1	5			4				0					0
販売の仕事							2	7												
サービスの仕事			3																	
保安の仕事			2																	
生産工程の仕事																				
輸送・機械運転の仕事																				
建設・採掘の仕事																				
運搬・清掃・包装等の仕事																				
その他の仕事																				

①「正社員」、②「パート」の両方に労働者がいる場合には、③～⑤の人数を記入してください。

②「パート」のみ労働者がいる場合(①「正社員」はいない)には、③～⑤は記入の必要がありません。

職 種 分 類 表

3頁の間3については、この表を参照し、記入してください。

職種		職種内容
1	管理的な仕事	課(課相当を含む)以上の組織の管理的の仕事に従事する者をいいます。 例えば、部長、課長、支店長、工場長など
2	専門的・技術的な仕事	高度の専門的水準において、科学的知識を応用した技術的な仕事に従事する者及び医療・法律・芸術その他の専門的性質の仕事に従事する者をいいます。 例えば、科学研究者、機械・電気技術者、一級建築士、プログラマー、システムエンジニア、医師、薬剤師、看護師、准看護師、栄養士、福祉相談員、保育士、介護支援相談員、公認会計士、税理士、教員、記者、編集者、デザイナー、写真家、速記者など
3	事務的な仕事	一般に課長(課長相当職を含む)以上の職務にあるものの監督を受けて、庶務・文書・人事・会計・調査・企画・運輸・通信・生産関連・営業販売・外勤に関する事務及び事務用機械の操作の仕事に従事する者をいいます。 例えば、一般事務員、銀行の窓口事務員、旅行会社カウンター係、案内係、フロント、集金人、メーター検針員、オペレーター、有料道路料金係、出改札係など
4	販売の仕事	商品(サービスを含む)・不動産・証券などの売買、売買の仲立・取次・代理などの仕事、保険外交、商品の売買・製造などに関する取引上の勧誘・交渉・受注の仕事に従事する者をいいます。 例えば、一般商店・コンビニエンスストア・スーパー・デパートなどの販売店員、レジ係、商品販売外交員、保険外交員、銀行外交員、スーパー店長、新聞拡張員、不動産仲介人など
5	サービスの仕事	理容・美容・クリーニング・調理・接客・娯楽など個人に対するサービス、居住施設・ビルなどの管理サービス及びその他のサービスの仕事に従事する者をいいます。 例えば、理容・美容師、クリーニング工、調理人、ウェイター、ウェイトレス、接客係、ホームヘルパー、ベビーシッター、駐車場・ビル管理人、寮管理人、ツアーコンダクター、ビデオレンタル店員、広告ビラ配達員など
6	保安の仕事	社会・個人・財産の保護、法と秩序の維持などの仕事に従事する者をいいます。 例えば、守衛、警備員、監視員、建設現場誘導員など
7	生産工程の仕事	生産設備の制御・監視の仕事、機械・器具・手動具などを用いて原料・材料を加工する仕事、各種の機械器具を組立・調整・修理・検査する仕事、製版・印刷・製本の作業、生産工程で行われる仕事に関連する仕事及び生産に類似する技能的な仕事に従事する者をいいます。 例えば、生産設備制御・監視員、機械組立設備制御・監視員、製品製造・加工処理工、機械組立工、機械修理工、自動車整備工、製品検査工など
8	輸送・機械運転の仕事	機関車・電車・自動車・船舶・航空機などの運転・操縦の仕事、及びその他の関連する仕事、並びに定置機関・機械及び建設機械を操作する仕事に従事する者をいいます。 例えば、電車運転士、バス運転者、営業用乗用自動車運転者、貨物自動車運転者、船長、航海士・運航士、水先人、船舶機関長・機関士、航空機操縦士など
9	建設・採掘の仕事	建設の仕事、電気工事に係る作業を行う仕事、ダム・トンネルの掘削などの仕事、鉱物の探査・試掘・採掘・採取・選鉱の仕事に従事する者をいいます。(ただし、建設機械を操作する仕事に従事する者は「輸送・機械運転の仕事」となります。) 例えば、型枠大工、とび職、鉄筋工、大工、れんが積工、ブロック積工、タイル張工、屋根ふき工、左官、畳工、配管工、送電線電工、外線電工、通信線架線工、電信機据付工、電気工事従事者、土木従事者、坑内採鉱員、石切工、砂利採取員など
10	運搬・清掃・包装等の仕事	主に身体を使って行う定型的な作業のうち、運搬・配達・梱包・清掃・包装等に従事する者をいいます。 例えば、郵便・電報外務員、船内・沿岸荷役従事者、陸上荷役・運搬従事者、倉庫現場員、配達員、荷造工、清掃従事者、包装工など
11	その他の仕事	農・林・漁業の従事者及び上記以外の職種に従事する者をいいます。

※上記の表は、日本標準職業分類(平成21年12月改定)に基づいています。